

議 第 49 号

令和 5 年 2 月 20 日提出

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部
改正について

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のよう
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正
する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 41 年条例
第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項第 5 号中「（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第
27 号）第 3 条ただし書に規定する職員については、60 歳）」を削り、「同条例第
2 条に規定する」を「熊本市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 27 号）
第 2 条の」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

医師及び歯科医師の高齢者部分休業を可能とする年齢の変更に伴い、所要の改正
を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第50号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">（給与の減額）</p> <p>第15条 【略】</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 高齢者部分休業（当該職員が55歳_____に達した日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（<u>熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条の</u>定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）</p> <p>(6) 【略】</p>	<p style="text-align: center;">（給与の減額）</p> <p>第15条 【略】</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 高齢者部分休業（当該職員が55歳<u>（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第3条ただし書に規定する職員については、60歳）</u>に達した日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（<u>同条例第2条に規定する</u>定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）</p> <p>(6) 【略】</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。